

## 請負契約書(案)

第47回北信越国民スポーツ大会実行委員会会長 阿部守一(以下「発注者」という。)と〇〇〇〇(以下「請負者」という。)は、次の条項により、物品製造の請負契約を締結する。

### (総則)

第1条 発注者と請負者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 請負者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (製造物品)

第2条 製造物品の品名、規格及び数量は、別添「印刷物発注仕様書」のとおりとする。

### (納入期限等)

第3条 製造物品の納入期限及び納入場所は、次のとおりとする。

(1) 納入期限 令和8年5月20日(報告書については、令和8年11月27日)

(2) 納入場所 第47回北信越国民スポーツ大会実行委員会事務局

(長野県観光スポーツ部国スポ・全障スポ大会局競技運営課内)

### (請負代金)

第4条 請負代金は、〇〇〇〇円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円)

### (契約保証金)

第5条 契約保証金は〇〇〇〇円とし、その納付は免除する。ただし、受託者が契約を履行しない場合には契約保証金に相当する金額を違約金として納付しなければならない。

### (納入及び検査)

第6条 発注者は、製造物品の納入があったときは、10日以内に請負者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

2 請負者は、前項の規定による検査の結果不合格となった製造物品について、発注者の指定する日までに修補し、又は新たに製造して納入し、再度検査を受けなければならない。

3 前2項の規定による検査に直接要する費用は請負者の負担とする。

### (請負代金の支払)

第7条 発注者は、前条の規定により製造物品の引渡しを受けた後、請負者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に請負代金を支払うものとする。

2 発注者が、その責に帰すべき事由により、前条第1項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

### (危険負担)

第8条 第6条の規定による引渡し前に生じた製造物品の亡失又はき損による損害は、請負者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者の負担とする。

(契約不適合責任)

第9条 請負者は、製造物品の引渡し後1年間に、当該製造物品に直ちに発見することができない種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないものが発見されたときは、発注者の指定する日までに、自らの負担において当該製造物品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第10条 請負者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(一括委任等の禁止)

第11条 請負者は、この契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、その内容を明らかにして発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(契約内容の変更)

第12条 発注者は、必要があると認めるときは、製造物の仕様等の請負内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、発注者と請負者が協議の上、請負代金、納入期限その他の契約内容を変更するものとする。

3 発注者は、第1項の変更により請負者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(事情変更による契約の変更)

第13条 発注者と請負者は、この契約の締結後において、市場価格の変動等により契約内容が著しく不相当となったときは、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 前項の場合、発注者と請負者が協議の上、必要があると認めるときは、契約内容を変更することができるものとする。

(契約解除)

第14条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 請負者が、第3条に規定する期限までに製造物品を納入しないとき又は納入することができないと明らかに認められるとき。

(2) 請負者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)に該当する旨の通報を警察当局から発注者が受けたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、請負者がこの契約に違反したとき。ただし、違反の内容が軽微であるときは、この限りでない。

(談合その他の不正行為による解除)

第15条 発注者は、請負者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、請負者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 請負者（請負者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。  
（下請負契約に関する契約解除）

第16条 発注者は、この契約の下請負人（一次及び二次下請以降の全ての下請負人を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、請負者に対して下請負契約の解除を求めることができる。

2 発注者は、請負者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

（債務不履行の損害賠償）

第17条 請負者は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期限までに製造物品を納入することができないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、請負代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年大蔵省告示第991号）で告示された率（以下「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率」という。）を乗じて計算した額の遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

2 発注者は、その責に帰すべき事由により、第7条第1項に規定する期限までに請負代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、請負代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定による率を乗じて計算した額の遅延利息を請負者に支払わなければならない。

3 請負者は、第9条の場合において、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として発注者に支払わなければならない。

4 請負者は、第14条から前条までの規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

5 請負者は、第1項又は前項の場合において、発注者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても発注者に支払わなければならない。

（賠償の予約）

第18条 請負者は、第15条各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第15条第1号の場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第19条 請負者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と請負者が協議して定めるものとする。

年	月	日		
発注者	住	所	長野市大字南長野字幅下692-2	
	職	・氏名	第47回北信越国民スポーツ大会実行委員会	
			会長 阿部 守一 印	
請負者	住	所	〇〇〇〇	
	法	人名	〇〇〇〇	
	代表者職	・氏名	〇〇〇〇長	〇〇〇〇 印